

議案第 6 8 号

山辺広域行政事務組合の財産処分について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第289条の規定に基づき山辺広域行政事務組合の共同処理する事務の変更に伴う財産処分に関し、別紙のとおり関係市町村の協議により定めることについて、同法第290条の規定により、議会の議決を求める。

平成24年12月7日提出

天理市長 南 佳 策

別紙 組合の財産

財産区分	細目	数量	所在地
土地	天理消防団6-3器具庫敷地	45.00 m ²	天理市森本町823番地3
	山添消防団1-2器具庫敷地	133.19 m ²	山辺郡山添村大字峰寺92番地18
	山添消防団6-2器具庫敷地	167.23 m ²	山辺郡山添村大字箕輪919番地3
建物	天理消防団器具庫(警鐘台を含む。)	18 棟	天理市川原城町179番地10他
	山添消防団器具庫(警鐘台を含む。)	19 棟	山辺郡山添村大字北野字奥1232番地5他
	川西消防団器具庫(警鐘台を含む。)	2 棟	磯城郡川西町結崎217番地1他
	三宅消防団器具庫(警鐘台を含む。)	3 棟	磯城郡三宅町伴堂500番地1他
	田原本消防団器具庫(警鐘台を含む。)	6 棟	磯城郡田原本町817番地1他
	小計	48 棟	
消防車両	天理消防団	18 台	
	山添消防団	19 台	
	川西消防団	2 台	
	三宅消防団	3 台	
	田原本消防団	6 台	
	小計	48 台	
防火水槽	天理市	157 ヶ所	天理市南六条町地内 他
	山添村	149 ヶ所	山辺郡山添村大字鷓山地内 他
	川西町	70 ヶ所	磯城郡川西町唐院地内 他
	三宅町	53 ヶ所	磯城郡三宅町伴堂地内 他
	田原本町	79 ヶ所	磯城郡田原本町十六面地内 他
	小計	508 ヶ所	

山辺広域行政事務組合の財産処分に関する協議書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第289条の規定により、山辺広域行政事務組合の共同処理する事務の変更に伴う財産処分について、次のとおり定める。

（目的）

第1条 この協議書は、山辺広域行政事務組合（以下「組合」という。）から天理市、山添村、川西町、三宅町及び田原本町（以下「組合市町村」という。）へ消防団及び消防水利に関する事務を移管することに伴い、非常備消防に係る組合の財産及び防火水槽の処分について必要な事項を定めることを目的とする。

（組合の財産）

第2条 この協議書において対象とする組合の財産は、次に定めるとおりとする。

- （1） 土地 別紙のとおり
- （2） 建物 別紙のとおり
- （3） 消防車両等 別紙のとおり
- （4） 防火水槽 別紙のとおり
- （5） 物品 消防活動用物品及び事務用品等

（処分の方法）

第3条 組合は、前条に規定する組合市町村のそれぞれの区域内に存する現有の組合の財産の処分については、それぞれ当該市町村に譲与するものとする。

（処分年月日）

第4条 共同処理する事務の変更に伴う財産の処分の日は、平成25年4月1日とする。

（その他）

第5条 この協議書に定める事項について疑義が生じた場合は、組合市町村の長がその都度協議するものとする。

この協議書の成立を証するため本書5通を作成し、組合市町村の長が記名押印の上、各自1通を保有する。

平成 年 月 日

天理市長 南 佳 策

山添村長 窪 田 剛 久

川西町長 上 田 直 朗

三宅町長 志 野 孝 光

田原本町長 寺 田 典 弘